

## 淀川部会中間取りまとめ（020514版）についての意見書

|               |  |
|---------------|--|
| 団体名           | 淀川フォーラム実行委員会                               |
| 中間とりまとめに対する意見 | 十三地区淀川河川公園内に、自然環境を活かした水辺に親しむことのできる自然公園の設置を |
| 対象地域          | 十三地区淀川河川公園(十三野草地区)付近                       |

### 0. はじめに

まず、貴委員会におかれましては、この間河川整備計画策定に向けて「中間とりまとめ」を発行し、さらには広く一般から多くの意見を求め、よりいっそう市民のニーズにこたえる形での河川計画策定に向けて努力されていることに深く敬意を表します。

さて、淀川区の特に十三干潟周辺におきましては、以前から野鳥の観察などを通じて淀川の持つ魅力に気づき、さまざまな取組みをしてきた淀川ネイチャークラブなど市民の方々が活動を続けてこられました。

また区ではまちづくりインポート、さらに淀川の魅力をアピールする小冊子「淀川百景」について市民の協力を得て作成発行しました。こうした中でまちづくりに積極的にかかわる人々の中に、川の持つ魅力が淀川区の魅力であると考え、川と人とのかかわりを蘇らせ、広く市民に淀川の魅力をアピールしていこうという動きが形となり、市民と区が協力して淀川フォーラム実行委員会の発足に至り、本年度は、日頃知されることの少ない淀川の魅力を広く市民に知ってもらうため、ワークショップと河川敷イベントを行ってきたところです。

私たち実行委員会は、今回の一連の取組みを通じて、広大なオープンスペースを有し、貴重な自然環境が残る淀川こそ、わがまちの貴重な財産であると再確認してまいりました。そして、より多くの人に川の持つ魅力を知ってもらい、川に親しんでもらいたいという思いから、この取組みを継続していきたいと考えるとともに、今回の「中間とりまとめ」に対しましてこの機会をとらえ、汽水域で都会の中での貴重な自然であります十三干潟周辺地域を何らかの形で保全し活かすことができればとの思いから意見を提出させていただいた次第であります。

### 1. 「中間とりまとめ」に対する意見

現在、淀川区内では十三地区が野草地区として、西中島地区が施設地区として河川公園に指定されています。このうち西中島地区についてはグラウンドや駐車場などが整備されており、休日にはスポーツやバーベキューなど、余暇を過ごす人でにぎわっています。一方十三地区については、野草地区として年に数回ほどはコスモスなどが咲き誇り美しい景観を見せてくれますが、その他の時期については雑草地と変わらずあまり人が寄り付かない現状となっています。また、植生についても本来河川環境で見られるものではありません。これらについては、貴委員会で取りまとめておられる通り、本来の淀川水系の生態系と生物多様性の維持・回復が重要であると認識するところです。

さて今回要望させていただきたいと考えているのは、「自然環境を生かした水辺に親しむことのできる自然公園」の実現についてであります。この自然公園実現のためには、中間取りまとめでも指摘されていることも含め次の3つの要素が必要と考えております。

◇汽水域での貴重な自然環境である十三干潟やその周辺に広がるヨシ原を、できる限り手つかずのまま保全する。

◇安心して水に親しむことのできる潮の干満を利用したせせらぎをつくる。

◇せせらぎの周囲には、本来の生態系を維持・回復、保全を意識した整備と、環境学習の実現にむけた公園整備をはかる。

まず、十三干潟とその周辺に広がるヨシ原の保全についてですが、十三干潟と周辺のヨシ原には、汽水域に生息する魚介類や、それらをえさとする鳥類などを中心とした生態系ができ、野鳥をはじめ水生生物にとっても重要な場所であり、同時に都会の中の貴重な自然の宝庫となっております。ここでは自然観察会なども多数開かれ、子どもたちが川にふれあい、川から学ぶことのできる格好の場所となっています。この十三干潟とその周辺のヨシ原を、自然保護区のような形で保存することによって、自然とふれあう機会の少ない都会の子どもたちに、貴重な体験と学習の場を提供するとともに、そのことを通じて自然環境を守ることができると考えています。この場所は、淀川部会中間とりまとめ、15p にある水辺移行帯と同様のものと考えられます。

次に、せせらぎについてですが、この区間に人工的な流れではなく潮の干満を利用してせせらぎをつくることにより、誰でも近寄りやすい水辺空間を生み出すことができます。さらに、せせらぎの周囲には本来河川敷において見られるはずの植生を復元することにより、野遊びができるような環境を創り出すことができます。こちらは、水辺移行帯とは違い人が立ち寄ることができる場所とし、川のうるおいを感じることのできる憩いの空間として活用していただきたいと考えています。

このせせらぎのある自然公園が実現されることによって、中間取りまとめにもある通り、学び、憩うことのできる河川環境が実現されることを願っております。

また、この公園などへは車いすをはじめだれでもが近づけるためのアクセス整備など自治体などとも連携し整備をはかることも必要あります。

## 2. 水面利用のゾーニングについて

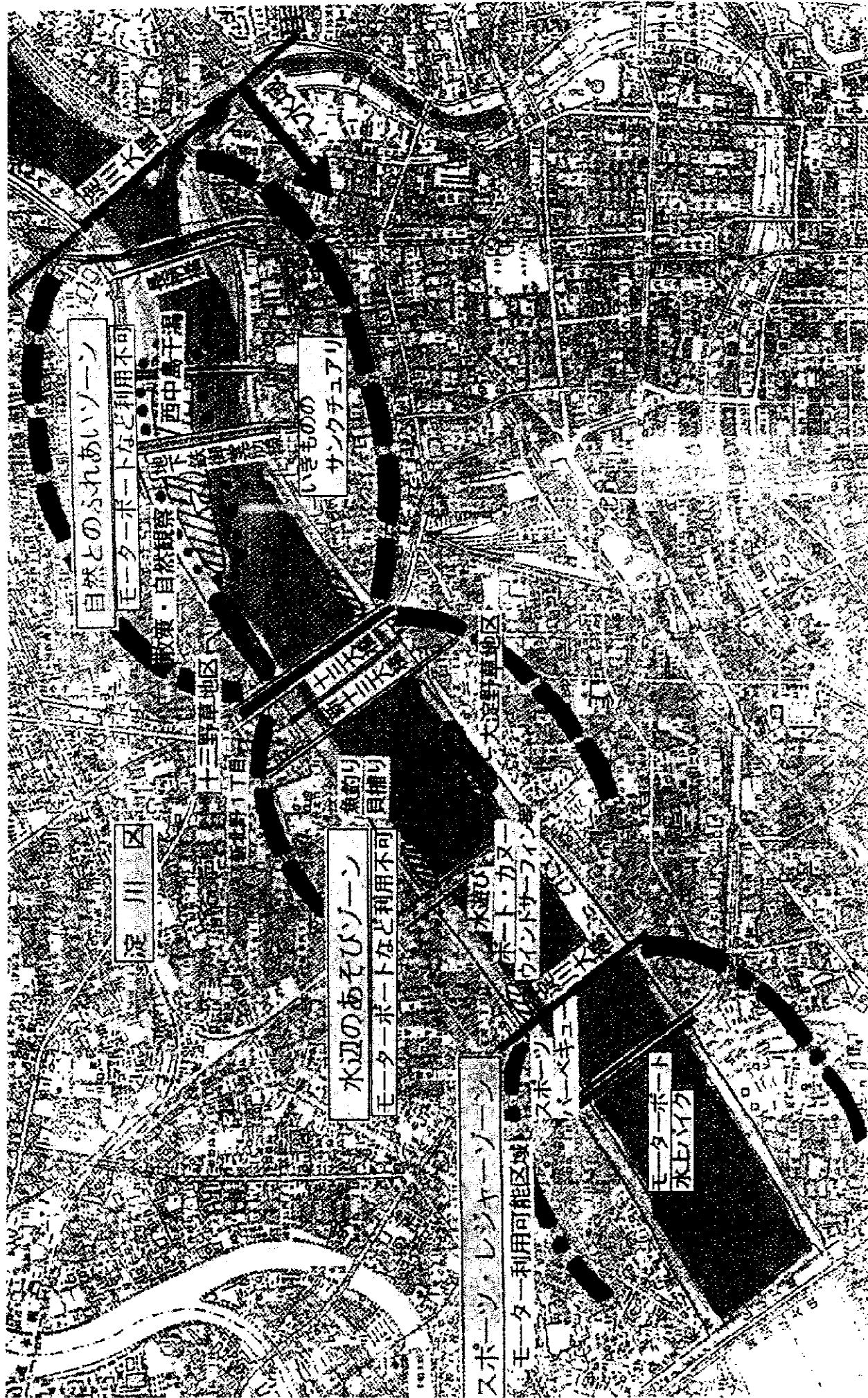
十三干潟周辺には約 130 種類の野鳥が観察されていますが集まってきた野鳥たちも、早朝からレジャー・ボートやモーター・ボートが走り回ると、安住の地を脅かされてどこかへ飛んでしまいます。特に渡り鳥などにとってこの場所は中継基地的な重要な場所でもあります。しかし、こうしたスポーツ、レジャーを楽しむ人々を一方的に締め出してしまうこともできません。そこで、淀川の汽水域をいくつかのゾーンにわけ、それぞれのゾーンで目的に応じた楽しみ方、川とのふれあい方ができるよう提案したいと考えています(別紙ゾーニング案参照)。

特に、十三大橋より上流の区間については、自然とのふれあいゾーンとして、人間重視ではなく、生物にとってすみやすい川という視点を持って整備にあたっていただきたいと考えております。

## 3. 終わりに

これまでの河川に関する施策から大きく転換し、今回貴委員会が、河川整備計画策定に向けて市民の声を最大限取り入れるよう努力されてきたことは市民参加の河川施策実現の端緒が切り開かれた画期的なものと確信しております。また、今回のとりまとめの河川レンジャー(仮称)、流域センター(仮称)についても大変有意義なものでは非実現に向けていただきたいと考えております。最後に、今後のとりまとめにあたりまして、川が人々との生活の中に重要な生活空間として、また淀川水系が琵琶湖から大阪湾まで流域全体で認識共有をはかり子々孫々に貴重な財産が引き継がれるようなものになりますよう願うものであります。今後とも、市民と行政とのパートナーシップに基づいた河川施策が継続されることをわれわれ実行委員会一同、願っております。

# 水面利用のゾーン別案



# 淀川河川公園フォアローアップ委員会資料より抜粋

(参考) 新しい淀川河川公園のイメージ

